



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
8月30日
第338号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示	
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	1
○ 公 告	
指定管理者公募公告 (スポーツ課)	1
県営土地改良事業計画決定公告 (耕地課)	2
一般競争入札の公告 (防災危機管理局)	2
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部)	5

告 示

滋賀県告示第347号

滋賀県建設工事請負契約約款 (平成8年滋賀県告示第221号) の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

第42条の3第11号ア中「その者」の右に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「またはその支店もしくは」を「、その支店または」に改め、「代表者」の右に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「暴力団員」を「、暴力団または暴力団員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

付 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園 (彦根総合スポーツ公園に限る。) について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年8月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定管理者を公募する施設の概要

(1) 名称 滋賀県営都市公園 (彦根総合スポーツ公園に限る。以下「都市公園」という。)

(2) 所在地 彦根市松原町3028

2 指定管理者が行う業務

(1) 滋賀県都市公園条例 (昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。) 第2条の規定による行為の許可に関する業務

- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の予定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 令和4年10月3日(月)から令和4年10月12日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に申請書類を持参または郵送すること。郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年10月12日(水)午後5時必着とする。
なお、電子メール、FAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県庁新館3階 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課施設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3372
- 6 募集要項の配布
- (1) 配布期間 令和4年8月30日(火)から令和4年10月7日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和4年9月12日(月)午前10時から、滋賀県立彦根総合運動場野球場(彦根市松原町3028)等において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営佐山下流地区土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)に係る土地改良事業計画を令和4年8月18日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営佐山下流地区土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和4年8月30日から令和4年9月29日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和4年10月14日までに審査請求をすることができる。

一般競争入札の公告

消防訓練用模擬家屋の売買契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年8月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 消防訓練用模擬家屋 2棟
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年2月28日(火)
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:消防・防災・防犯用品
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要
 - 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先
 - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム
 - イ 滋賀県知事公室防災危機管理局 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3436 電子メールアドレス as00@pref.shiga.lg.jp
なお、仕様に関する問合せについては、次に示す場所に問い合わせること。
滋賀県消防学校 〒521-1213 東近江市神郷町314番地 電話 0748-42-1000 電子メールアドレス as30@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間
 - ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和4年8月30日(火)から令和4年9月26日(月)まで
 - イ 滋賀県知事公室防災危機管理局 令和4年8月30日(火)から令和4年9月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(令和4年9月26日(月)は正午まで)
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「消防訓練用模擬家屋に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の受領期限 令和4年9月26日(月)正午
 - (6) 開札の日時および場所 令和4年9月26日(月)13時30分 滋賀県知事公室防災危機管理局
 - 5 入札方法等
 - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、4(5)に示す入札書の受領期限までに入札すること。
 - イ 持参による場合 紙の入札書を4(5)に示す入札書の受領期限までに4(1)イに示す場所に持参すること。
 - ウ 郵送による場合 紙の入札書を4(5)に示す入札書の受領期限までに4(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
 - 7 契約書の作成の要否 要
 - 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
 - 9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を4(5)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。
- (4) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (5) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (6) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Simulated house for firefighting training 2 buildings
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, 26th, September, 2022
- (3) For further information, contact : Shiga Prefecture Disaster and Crisis Management Bureau, Executive Office of the Governor, 4-1-1 Kyo-machi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3436

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年8月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションCOCOそら	草津市追分南三丁目5番4号	株式会社ル・シエル	大津市里六丁目4番15号	居宅介護 重度訪問介護	令和4.9.1	2510600949
ケア21草津	草津市平井一丁目7-1	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和4.9.1	2510600956
ケアステア		合同会社J J				

ションふた ば	守山市水保町 2227番地の3	コーポレー ション	守山市水保町 2227番地の3	居宅介護 重度訪問介護	令和4.9.1	2510700624
------------	--------------------	--------------	--------------------	----------------	---------	------------

滋賀県南部健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年8月30日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
こころねステーション	草津市追分南 三丁目5-4	株式会社 b l i n k	草津市南笠町 1088番地30	居宅介護 重度訪問介護	2510600733	令和4.8.31

